

認定・特例認定NPO法人に対する税制上の優遇措置の概要

1 寄附者に対する税制上の措置

(1) 個人（京都市民）が寄附する場合（特例認定NPO法人にも適用される。）

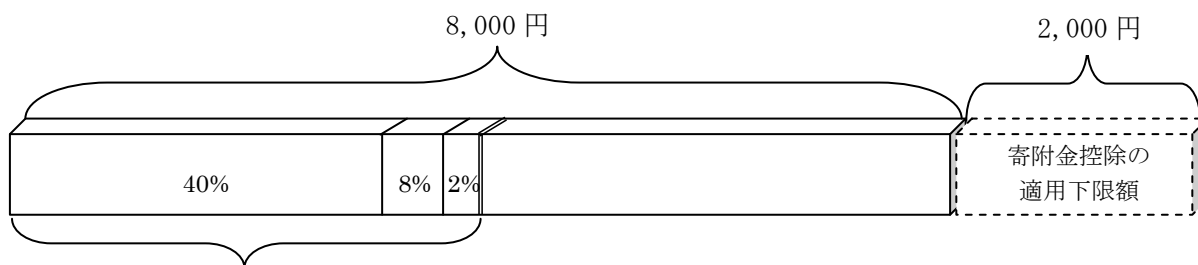
所得税	<p><対象となる寄附金額は、所得金額の40%相当額が限度></p> <p>所得控除と税額控除の選択制</p> <p>* 所得控除：(寄附金額-2,000円)を総所得金額等から控除</p> <p>* 税額控除：(寄附金額-2,000円)×40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除</p>
個人住民税	<p><対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%相当額が限度></p> <p>* 税額控除：(寄附金額-2,000円)×10%（市民税8%，府民税2%※）を住民税額から控除</p>

(※) 京都府と京都市がともに条例で当該認定・特例認定NPO法人に対する寄附金を指定している場合。
 なお、平成29年1月1日以降の寄附から、市民税と府民税の割合が「市民税6%・府民税4%」から「市民税8%・府民税2%」に変更された。ただし、指定都市以外に住所を有する方は同日以降も「市区町村民税6%・都道府県民税4%」から変更ない。

(参考) 京都市民の方が認定・特例認定NPO法人に10,000円寄附した場合の例

(ただし、京都府と京都市がともに条例で当該認定・特例認定NPO法人に対する寄附金を指定している場合)

$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$ (→所得税から控除)
 $(10,000円 - 2,000円) \times 8\% = 640円$ (→市民税から控除)
 $(10,000円 - 2,000円) \times 2\% = 160円$ (→府民税から控除)



控除額合計：所得税 (3,200円) + 市民税 (640円) + 府民税 (160円) = 4,000円

(2) 法人（企業等）が寄附する場合（特例認定NPO法人にも適用される。）

寄附した法人（企業等）の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられている。

(3) 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産の一部を寄附する場合

(認定NPO法人のみに適用される。)

寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価額は、相続税の課税対象から除かれる。(ただし、相続税の申告期限までに寄附する場合に限る。)

2 認定NPO法人に対する税制上の措置

(1) みなし寄附金制度 (認定NPO法人のみに適用される。)

収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金とみなし、一定の範囲内 (所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額) で損金算入が認められる。

		特定非営利活動促進法上の区分 (定款で区分して規定)	
		A 特定非営利活動に係る事業	B その他の事業
法人税法上の区分	1 (課税対象 収益事業)	A 1	B 1
	2 (非課税 非収益事業)	A 2	B 2

A 1 及び B 1 に属する資産から A 2 に支出
⇒ 「みなし寄附金」として一定の範囲内で損金算入が可能

